

東京都薬剤師国民健康保険組合
組合員（事業主）の皆さまへ

東京都薬剤師国民健康保険組合

事業者健診の結果データ提供にご協力ください

当組合における令和3年度の特定健診実施率（速報値）は37.4%で、国が定める目標値（70%）にまだほど遠い状況にあります。

国では、平成30年度から特定健診の実施率を医療保険者ごとに公表を始めましたが、当組合の実施率は、国保組合の中でもかなり低位にあります。

労働安全衛生法により事業主が実施しなければならない「事業者健診（定期健康診断）」の結果を医療保険者が確認することで、医療保険者が特定健診を実施したことと見なすことになっていきますので、当組合の特定健診実施率アップのために事業者健診（定期健康診断）の結果データのご提供をお願いする次第です。

このような事情をご賢察いただき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日受診）分事業者健診の結果データをご提供くださいますようお願いいたします。

～ お送りいただく際のご注意 ～

◎ 労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果データであること。

- ※ 市区町村や当組合が実施している特定健診は、事業者健診ではありません。
- ※ 当組合からお送りした特定健診の受診券を使用した健診結果は対象外ですので、提出不要です。



◎ 次の検査項目すべてが記載されていること。

健診結果データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 身長 ● 体重 ● BMI ● 血圧 ● 腹囲（必須項目。未測定の方は、ご自身で記入してください。） ● 尿検査（糖、蛋白） ● 血液検査（脂質、肝機能、血糖）
問診項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 服薬歴や喫煙歴などの問診項目 ※記載がない場合は、別紙「質問票」に記入の上、併せてご提出ください。

■ データ提供対象者

令和4年4月1日現在、当組合に在籍している40歳以上74歳までの方で、かつ、今年度の特定健診受診券が交付されている方。（これ以外の方の結果データは対象外になります。また、当組合が実施する「特定健診」と両方を受診した場合、謝礼金のお支払いはできませんので、予め従業員の皆様にその旨のご周知をお願いいたします。）

■ 提出書類

- ① 令和4年度分事業者健診結果提供謝礼金交付申請書
- ② 健診結果データの写し（服薬に関する記載がない場合は、別紙「質問票」を添付）

■ 提出方法

上記①、②を事業所で一括して当組合に郵送してください。

郵送先 〒110-0013

東京都台東区入谷1-6-6-207

東京都薬剤師国民健康保険組合 宛

■ 提出期限

令和5年4月30日までにご提出ください。(医療機関からの結果が届いていないことにより提出が遅れる場合は、事前にご連絡願います。)

■ 謝礼金額

1件(1名)につき、2,000円(予定:令和5年度予算で決定することになります。)

■ その他

- ① 謝礼金の交付は、保険料引き落とし口座へのお支払いになります。
- ② 謝礼金のお支払いは、今年度分の集計作業等の後、令和5年度秋頃を予定しています。
- ③ 謝礼金交付申請書は、組合ホームページからダウンロードできます。

個人情報の取扱いについて

- ① 健診結果データの提供のお願いは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて行っています。

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条(要約)】

2. 保険者は、事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

- ② 事業主様が当組合に健診結果データを提供しても、「個人情報の保護に関する法律」に関して責任を問われることはなく、従業員ご本人の同意は不要です。

【個人情報の保護に関する法律 第23条(要約)】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

お問い合わせ・連絡先

東京都薬剤師国民健康保険組合事務局
電話番号 03(3874)7411
担当 吉田